

指定障害福祉サービス利用契約 「同行援護サービス」重要事項説明書

当事業所は、障害者総合支援関係法令に基づき栃木県の指定を受けています
(栃木県指定 第第0910800127号)

当事業所は同行援護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、
ご注意ください。以下の通り説明します。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒323-0023 栃木県小山市中央町2丁目2番21号
代表者(職名・氏名)	会長 柿崎 全良
設立年月日	昭和43年4月23日
電話番号	0285-22-9501

2. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 小山市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
事務所の所在地	〒323-0023 栃木県小山市中央町2丁目2番21号	
電話番号	0285-22-9628	
事業所の種類	指定訪問介護事業所	
指定年月日・事業所番号	平成24年1月1日指定	第0910800127号
管理者の氏名	田熊 明子	
通常の事業の実施地域	小山市全域	
開設年月	平成24年1月1日	
事業所が行っている他の事業	相談支援事業所 さくら	

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

身体障がい者、知的障がい者、障がい児、精神障がい者に対し、適正な 居宅介護、重度訪問介護、
同行援護を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力の応じ自立した日常生活を営むことができるよう、
入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般 にわたる援助を行います。

利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの 提供に努めます。

保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日及び時間

受付時間	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後17時15分 (休日・祝祭日及び12月29日から1月3日を除く)
サービス提供時間	月曜日から日曜日まで 午前6時00分から午後10時00分

5. 職員の体制

当事業所では、ご利用者様に対して指定同行援護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1 名	0 名	1 名
2. サービス提供責任者	2 名	0 名	2 名
3. 訪問介護員	2 名	1 名	2.5名以上
介護福祉士	2 名	0 名	
実務者研修修了者	0 名	0 名	
介護職員初任者研修等修了者	0 名	0 名	
同行援護従事者	2 名	1 名	

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、下記のサービス内容から同行援護計画を定めて、サービスを提供します。

「同行援護計画書」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「同行援護計画書」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービスの概要＞

- ① 移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆、代読を含む)を行います
- ② その他、外出先での必要な身体介護(排泄、食事等の介助)を行います。
※医療行為はいたしません。
- ③ その他関係機関への連絡など必要な援助を行います。
- ④ 移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際、同行し、移動に必要な情報提供等の必要な援助を行います。
- ⑤ 官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。
※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出。通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

(1) サービスの利用料 【基本部分】 平常の時間(午前8時から午後6時)

内容	利用区分	利用者負担	
		基本利用料	自己負担額
同行援護	30分未満	1,944円	194円
	30分以上1時間未満	3,074円	307円
	1時間以上1時間30分未満	4,438円	443円
	1時間30分以上2時間未満	5,100円	510円
	2時間以上2時間30分未満	5,761円	576円
	2時間30分以上3時間未満	6,433円	643円
	3時間以上	7,095円	709円
	30分増すごとに加算	661円	66円

【加算】 1ヶ月あたり

内容	加算の要件	利用料	利用者負担額
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,036円	203円
利用者負担上限額 管理加算	利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を越えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう管理を行った場合	1,527円	152円

☆ 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- 夜間(午後6時から午後10時まで):25% ● 早朝(午前6時から8時まで):25%

(2)利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割(定率負担)を事業者にお支払いいただきます。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。
(障害福祉サービス受給者証をご確認ください)

<利用者負担額の上限等について>

○介護給付費対象のサービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ)利用者負担額は上限が定められています。

○利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

〔利用者負担に関する月額上限〕

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の5区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月当りの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が年収80万円以下の方	0円
低所得 2	低所得1以外の市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	居宅で生活する障害児	4,600円
	居宅で生活する障害者 (市町村民税課税世帯 所得割16万未満)	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

(3) 利用の中止、変更、追加

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をお支払い頂く場合があります。但し、あなたの体調や容体の急変等、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル
利用予定日の前日(申し出がなかった場合)	600円

☆ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

(4) 支払方法

上記の(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の額)は、1ヶ月ごとにまとめてご請求しますので、お支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後にお渡しします。

支払方法	支払い要件等
現金払い(集金)	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

7. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供について

サービスの実施のために必要なホームヘルパーの交通費等は利用者の負担となります。

(ホームヘルパーが事業者に連絡する場合の電話を使用させていただきます。)

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、速やかに事業者にお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(3) 禁止行為

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、下記のとおりです。サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭の貸借、預貯金通帳、証書、書類等の管理
- ③ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)
- ④ ご利用者の家族等に対するサービス提供
- ⑤ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為
- ⑥ 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などは堅くお断りいたします。

8. 事故発生時及び緊急時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の発生及びまん延防止に関する下記の措置を記載します。

- ① 感染症対策委員会の開催
- ② 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- ④ 専任担当者の配置

10. 虐待防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止委員会の開催
- ② 高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止研修の実施
- ④ 専任担当者の配置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 身体拘束の禁止について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行 為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

12. 業務継続に向けた取組の強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲 を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置をします。

14. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

15. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専門窓口で受け付けます。

事業所相談窓口	電話番号:0285-22-9503 高 麗
受付時間	月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後17時15分 (ただし、祝祭日・12月29日から1月3日は除きます)

- (2) 受付窓口 に直接申し出ることができないときは、第三者委員が設置されておりますので、安心してご相談ください。(第三者委員の氏名、住所、連絡先は以下のとおりです。

氏名	住 所	連絡先
橋本 吉寛	小山市大字西黒田345番地2	0285-45-1826
露木 経子	小山市栗宮1丁目7番21号	0285-25-2761
中田 一雄	小山市大字大行寺317番地	0285-38-1442

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	小山市社会福祉協議会 訪問介護事業所	
説明者	サービス担当責任者	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者住所	
氏名	印